

令和2年度一般会計歳出第7款5項1目12節 委託料(1) 設計その他委託料(費用)

受付  
番号

種目番号  
901・905

連絡先

委託担当  
環境施設課

ミウラ

担当者名 三浦 しをり

電話 671-2450

## 設 計 書

1 委 託 名 東部方面斎場(仮称)火葬炉仕様検討に係る技術支援業務委託

2 履 行 場 所 横浜市中区港町1-1市庁舎7階(横浜市健康福祉局環境施設課)他

3 履 行 期 間  期間 契約日 から 令和3年3月19日 まで

又 は 期 限  期限 令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明  不要

要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要 本委託では、鶴見区大黒町に整備を計画している「東部方面斎場(仮称)」の火葬炉設備工事の発注に向けて、以下の業務を行う。

(1) 火葬炉技術仕様検討委員会の運営支援

(2) 火葬炉メーカーへのヒアリング調査

(3) 発注仕様書の作成

8 部 分 払  する ( 回以内)       しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

委 託 代 金 額    ¥

---

内 訳            業務価格

¥

---

消費税及び地方消費税相当額

¥

---

## 内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価	金額	摘要
1 直接費						
A 直接人件費						
(1) 火葬炉技術仕様検討 委員会の運営支援		1	式			
(2) 火葬炉メーカーへの ヒアリング調査		1	式			
(3) 発注仕様書の作成		1	式			
B 直接経費		1	式			
2 間接費						
C その他原価		1	式			
D 一般管理費		1	式			
小 計						
						端数処理
消費税						
合 計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 東部方面斎場（仮称）火葬炉仕様検討に係る技術支援業務委託 仕様書

## 1 件名

東部方面斎場（仮称）火葬炉仕様検討に係る技術支援業務委託

## 2 履行期限

契約の日から令和3年3月19日まで

## 3 履行場所

横浜市中区港町1-1市庁舎7階（横浜市健康福祉局環境施設課）他

## 4 業務の概要

本委託では、鶴見区大黒町に整備を計画している「東部方面斎場（仮称）」の火葬炉設備工事の発注に向けて、以下の業務を行う。

- （1）火葬炉技術仕様検討委員会の運営支援
- （2）火葬炉メーカーへのヒアリング調査
- （3）発注仕様書の作成

## 5 施設概要

計画場所	鶴見区大黒町18-18ほか	敷地面積	約11,000㎡
用途地域	工業専用地域	建蔽率／容積率	60%（緩和後70%）／200%
臨港地区	横浜港臨港地区 （商港区・工業港区）	規模（想定）	延床面積 約20,000㎡ 地上3階地下1階
整備諸室	火葬炉16炉（予備炉1炉含む）、炉前ホール（告別、収骨室兼ねる）、霊安室、待合室、売店・喫茶、葬儀式場、事務室、駐車場 等		

## 6 業務内容

### （1）火葬炉技術仕様検討委員会の運営支援

横浜市が令和2年度に設置を予定している火葬炉技術仕様検討委員会（以下、「委員会」という）及び委員会に置く専門部会の運営に係る支援を行う。

なお、委員会は、横浜市が必要とする火葬炉設備に関する仕様（数量、容量、機能、性能等）を検討し、火葬炉設備の発注手続きを適正かつ公正に進めるために設置するもので、委員会と専門部会を計5回程度行うものとする。

また、本業務の遂行にあたっては、令和元年度に実施した「東部方面斎場（仮称）火葬炉調査委託」の資料を用いることができる。

ア 委員会及び専門部会への出席及び技術的な説明

イ 委員会及び専門部会に必要な資料の作成

なお、専門部会は委員会の審議事項を調査・検討するための組織であり、委員会及び専門部会で用いる資料は概ね同じ内容のものとなる。

ウ 議事録の作成

## (2) 火葬炉メーカーへのヒアリング調査

火葬炉メーカー（以下、「メーカー」という）から参考見積を徴収するとともに、各メーカーの火葬炉設備が横浜市の求める性能に適合しているか等を調査するため、提出された見積設計図書について、メーカーへのヒアリング調査を実施する。参考見積を徴収するメーカーは5者程度とする。

なお、参考見積の徴収は横浜市が行うため、本業務には含まれない。

ア ヒアリング項目の作成

イ ヒアリング調査の実施（日程調整、会場調整については横浜市と協議すること）

ウ ヒアリング結果の資料作成

エ 参考見積書及びヒアリングに基づく各メーカーの仕様一覧表の作成

## (3) 発注仕様書の作成

「東部方面斎場（仮称）火葬炉調査委託」の見積仕様書を基に、委員会の検討結果、メーカーへのヒアリング調査結果等を踏まえ、発注仕様書を作成する。

## 7 業務条件

(1) 受託者は、横浜市の指示に基づき業務を遂行し、必要に応じて協議、調整を行うものとする。

なお、協議を行った際は、遅滞なく協議録を提出すること。

(2) 受託者は、資料や報告書等については、その都度、横浜市が指示する期日までに提出するものとする。

(3) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(4) 横浜市は、受託者が契約書及び業務委託仕様書に違反し又は横浜市の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

(5) 受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

(6) 前項の規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

## 8 提出書類等

受託者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

業務計画書

業務工程表

(2) 随時

協議録（業務内容に関し、横浜市と協議を実施した際に、都度提出するもの）

(3) 完了時

次項に指定する成果物

(4) その他

横浜市が必要に応じて指示するもの。また、横浜市から業務の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに提出しなければならない。

## 9 成果物

業務完了時における成果物の提出は以下のとおりとする

(1) 報告書（簡易製本 A4版） 5部

「6 業務内容」における（1）委員会の議事内容、（2）の調査結果並びにそれぞれで使用した資料等を報告書にとりまとめる。

(2) 報告書データ

報告書の電子データを記録した CD-ROM 1枚

(3) 成果物については、横浜市に帰属するものとし、成果物の著作権も横浜市に無償で譲渡する。他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 10 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者と横浜市との間で協議を行うものとする。

(2) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。